【ベトナム】ベトナムにおける 2013 年 11 月 14 日付政令第 181/2013/ND-CP の一部条項の改正補足について

2021 年 8 月 9 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナムにおける 2013 年 11 月 14 日付政令第 181/2013/ND-CP の一部条項の改正補足についてのお知らせです。

ベトナム広告法の一部の条項の実施を説明する、2013 年 11 月 14 日付政令第 181/2013/ND-CP を改正補足する政令 70/2021/ND-CP が 2021 年 9 月 15 日に施行される。同政令には知的財産法に関する内容がいくつか含まれている。

- ベトナムで国境を越えた広告サービスを提供する外国の組織や個人は、サイバーセキュリティ法第 1 章第 8 条および知的財産法第 28 条に記載する違法コンテンツを利用した広告を行ってはならない。

- 広告業者および広告主は、広告サービス提供者（国境を越えた広告サービスを提供するベトナムおよび外国の組織および個人を含む）と契約を締結する際に、広告サービス提供者に対して、サイバーセキュリティ法第 1 章第 8 条および知的財産法第 28 条に記載する違法コンテンツを利用した広告を行わないよう要請しなければならない。

情報公開日
2021 年 7 月 20 日

URL 等
https://dms.gov.vn/van-ban-chi-dao-dieu-hanh?p_p_id=ELegalDocumentView_WAR_ELegalDocumentportlet_INSTANCE_24T8AsuvOq3t&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_col_id=column-11&p_p_col_count=1&_ELegalDocumentView_WAR_ELegalDocumentportlet_INSTANCE_24T8AsuvOq3t_action=viewDetail&_ELegalDocumentView_WAR_ELegalDocumentportlet_INSTANCE_24T8AsuvOq3t_docId=8412

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。